

粗 大 ご み の 収 集 日

収 集 地 域 の 区 分 け	収 集 日 ( 年 4 回 )			
	令和8年4月	令和8年7月	令和8年11月	令和9年2月
大 和 町 (北1・2丁目)	3 (金)	3 (金)	6 (金)	5 (金)
大 和 町 (北3丁目、西5丁目の一部、羽生)	10 (金)	10 (金)	13 (金)	12 (金)
東大和町 (東3丁目の一部・4丁目)	2 (木)	2 (木)	5 (木)	4 (木)
元 町 (南1・2・3・8丁目)	1 (水)	1 (水)	4 (水)	3 (水)
元 町 (南4・5丁目の一部、南6・7丁目) 一 丁 目 (中央3丁目の一部、南3・4丁目の一部)	8 (水)	8 (水)	11 (水)	10 (水)
元 町 (西3丁目の一部)	6 (月)	6 (月)	2 (月)	1 (月)
上 町 (中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目) 本 町 愛 宕 町	7 (火)	7 (火)	10 (火)	2 (火)
東 町 (東1・2・5・6・7・8・9丁目、上羽生)	17 (金)	17 (金)	20 (金)	19 (金)
相 生 町 (中央1・2丁目の一部)	14 (火)	14 (火)	17 (火)	9 (火)
旭 町 (中央3丁目の一部、中央5丁目、南4丁目の一部)	13 (月)	13 (月)	9 (月)	8 (月)
旭 町 (南5丁目の一部)	15 (水)	15 (水)	18 (水)	17 (水)
栄 町 (西1・2丁目、西3丁目の一部、西4丁目、西5丁目の一部、 中央1丁目の一部)	9 (木)	9 (木)	12 (木)	18 (木)
新 郷 (上新郷の宿上・宿中・宿下・別所・西新田)	3 (金)	3 (金)	6 (金)	5 (金)
新 郷 (上新郷の中新田・住吉・下新田・下新郷)	1 (水)	1 (水)	4 (水)	3 (水)
岩 瀬 (上岩瀬・中岩瀬・桑崎)	16 (木)	16 (木)	19 (木)	25 (木)
岩 瀬 (下岩瀬・小松)	17 (金)	17 (金)	20 (金)	19 (金)
川 俣 (上川俣・本川俣・本川俣東・小須賀・稲子)	6 (月)	6 (月)	2 (月)	1 (月)
須 影 (下羽生・須影・加羽ヶ崎)	20 (月)	27 (月)	16 (月)	15 (月)
須 影 (秀安・砂山・上川崎・下川崎)	7 (火)	7 (火)	10 (火)	2 (火)
手 子 林 (下手子林・町屋)	9 (木)	9 (木)	12 (木)	18 (木)
手 子 林 (上手子林・北荻島・中手子林・神戸)	21 (火)	21 (火)	24 (火)	16 (火)
南 羽 生	21 (火)	21 (火)	24 (火)	16 (火)
三 田 ヶ 谷 (三田ヶ谷・弥勒・喜右工門新田・与兵工新田・日野手新田)	14 (火)	14 (火)	17 (火)	9 (火)
村 君 (上村君・下村君・堤・名・常木)	8 (水)	8 (水)	11 (水)	10 (水)
井 泉 (藤井上組(東部)・尾崎・発戸・今泉)	13 (月)	13 (月)	9 (月)	8 (月)
井 泉 (藤井上組(西部)・藤井下組・北袋)	10 (金)	10 (金)	13 (金)	12 (金)

・粗大ごみは、収集日の朝8時30分までに、燃やしてはいけないごみの集積所へ出してください。  
(地域によって集積所に独自のごみ出しルールがある場合は、そちらに従ってください。)

・家電リサイクル法等により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンの持ち出しは出来ません。

・お住まいの地区の区割り等、ご不明な場合は環境課までお問い合わせください。